

子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の実施状況及び本格実施に向けて

1. 令和7年度の実施状況について

事業開始	令和7年10月1日(水)
対象児童	未就園0歳6か月から満3歳未満の子ども(※保護者の就労要件は問わない)
実施施設	市内4園 (クラーク幼稚園・認定こども園さくら・すえひろスマイル保育園・すみれ保育園)
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 市ホームページ ● 広報えにわ ● 乳幼児健診、赤ちゃん訪問で周知
利用認定者数 (R7.11.1時点)	11名

2. 本格実施に向けたスケジュール（予定）

令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として、全国の自治体で実施される。

時 期		予 定
11月	国	内閣府令の公布 ・認可基準の一部改正【児童福祉法】 ・確認基準【子ども・子育て支援法】
12月		・認可基準条例の一部改正【児童福祉法】 <u>(恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例)</u> ・確認基準条例の制定【子ども・子育て支援法】 <u>(新規制定)</u>
R8.1月	市	・関係規則等の整備 ・確認手続き
R8.2月		確認を行うにあたって意見聴取(恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会)
R8.3月		実施施設の確認
R8.4月	国・市	乳児等のための支援給付として事業開始

(参考)

「認可」:児童福祉法に基づき、面積基準や、職員配置基準など事業に必要な基準を満たしているか。

「確認」:子ども・子育て支援法に基づき、会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付事業者として適格か。)

認可基準条例改正の概要

○恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について【認可基準条例】

国の内閣府令は本年1月に制定、公布されており、本市においても本年第1回定例会において、認可基準を定めた条例を制定している。

現行の国基準では、へき地保育所で本事業を実施する場合は、「一般型」のみ実施可能だったが、今回の国基準の改正で、へき地保育所でも「余裕活用型」の実施ができることとなった。

本市では、へき地保育所はないため、へき地保育に関する条例改正は行わず、他の文言整理等について改正を行うもの。

確認基準条例制定の概要

○恵庭市特定乳児等通園支援事業の運営基準に関する条例の制定について【確認基準条例】

1. 条例制定の趣旨

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、令和7年度に子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として、全国の自治体で実施される。

給付化に伴い、乳児等通園支援事業者は児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提とし、法第54条の3において準用する法第46条第3項の内閣府令で定める運営に関する基準も満たすことが求められる。この運営に関する基準については、市町村が国の基準に従い、又は参酌して定めるものとされていることから、本市の基準を条例で定めるもの。

2. 条例の内容

(1) 条例制定にあたっての考え方

本市における保育にかかるこれまでの事業や基準等を考慮したうえで条例案を検討し、国の基準と異なる基準とすべき特段の事情等が認められないことから、国の基準のとおりの内容を規定する。

(2) 条例で定める基準事項

国の基準で従う又は参酌すべき基準は以下のとおり。

従うべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> ○利用定員に関する基準 ○面談 ○正当な理由のない提供拒否の禁止 ○あっせん及び要請に対する協力 ○支払 ○特定乳児等通園支援の取扱方針 ○乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則 ○虐待等の禁止 ○秘密保持等 ○事故発生の防止及び発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般原則 ○乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認 ○乳児等支援給付認定の申請に係る援助 ○心身の状況等の把握 ○特定教育・保育施設等との連携 ○特定乳児等通園支援の提供の記録 ○乳児等支援給付費の額に係る通知等 ○特定乳児等通園支援に関する評価等 ○相談及び援助 ○緊急時等の対応 ○乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知 ○運営規程 ○勤務体制の確保等 ○利用定員の遵守 ○掲示等 ○情報の提供等 ○利益供与等の禁止 ○苦情解決 ○地域との連携等 ○会計の区分 ○記録の整備等 ○電磁的記録等

3. 施行期日 令和8年4月1日